

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年6月30日
【計算期間】	第9期（自 2024年4月2日 至 2025年3月31日）
【ファンド名】	みのりの投信（確定拠出年金専用）
【発行者名】	株式会社ポートフォリア
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 立田 博司
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目8番14号
【事務連絡者氏名】	上原 章裕
【連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目8番14号
【電話番号】	03-5414-5161
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【提出書類】	募集事項等記載書面
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年6月30日提出
【発行者名】	株式会社ポートフォリア
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 立田 博司
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	みのりの投信（確定拠出年金専用）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	継続募集額 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）金融商品取引法第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされます。

【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

「みのりの投信（確定拠出年金専用）」（以下「みのりのＤＣ」といいます。）

「みのりのＤＣ」は確定拠出年金法に基づいて個人等が拠出した資金を運用するためのファンドです。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

「みのりのＤＣ」は、株式会社ポートフォリアを委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の受益権※１です。

「みのりのＤＣ」の受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券※２を発行しません。また、振替受益権には、無記名式や記名式の形態はありません。

「みのりのＤＣ」について、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有ありません。

※１「受益権」とは、信託の利益を受けるお客様（受益者）の権利のことをいいます。

※２「受益証券」とは、投資信託（ファンド）の利益を受ける権利（受益権）を証券化したもののことをいいます。

（３）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

購入申込受付日の翌営業日※１の基準価額※２とします。当初元本は１口あたり１円です。

「みのりのＤＣ」の基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問合せください。また、「みのりのＤＣ」の基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

※１「営業日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日（以下「祝日」といいます。）ならびに毎年１２月３１日、１月２日および１月３日（以下「年末年始」といいます。）以外の日をいいます。

※２「基準価額」とは純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総数で除した金額をいいます。「みのりのＤＣ」は１万口あたりの価額で表示します。

照会先 (委託会社)	株式会社ポートフォリア マーケティング部 03-5414-5163 <受付時間> 営業日の午前８時３０分～午後５時３０分 ホームページアドレス https://portfolia.jp/
---------------	---

（５）【申込手数料】

販売会社が個別に定める手数料率とします。

本書提出日現在、申込手数料を徴収している販売会社ありません。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める申込単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。

(7) 【申込期間】

2025年7月1日から2026年6月30日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社にて申込みを取扱います。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問合せください。

販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

照会先 (委託会社)	株式会社ポートフォリア マーケティング部 03-5414-5163 ＜受付時間＞ 営業日の午前8時30分～午後5時30分 ホームページアドレス https://portfolia.jp/
---------------	---

(9) 【払込期日】

購入申込者は、申込代金※を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。

申込期間における各購入申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

※「申込代金」とは、発行価格に購入申込口数を乗じた額に、申込手数料（税込）を加算した額をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

購入申込を行った販売会社にて払込みの取扱いを行います。

販売会社に関しては、前記（8）「申込取扱場所」照会先までお問合せください。

販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

(11) 【振替機関に関する事項】

「みのりのDC」の受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

①申込みの方法等

1) 「みのりのDC」の購入申込みは、前述の（8）「申込取扱場所」において、申込期間中の販売会社の営業日に行うことができます。当該受益権の価額は、購入申込受付日の翌営業日における基準価額とします。申込み単位は販売会社にお問合せください。

2) クーリング・オフ制度（金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第37条の6）の適用はありません。

3) 申込証拠金はありません。申込代金には、利息はつきません。

②購入申込者の制限

「みのりのDC」は確定拠出年金法に基づいて個人等が拠出した資金を運用するためのファンドです。購入申込者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいてファンドの購入申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限られます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

③購入申込受付の中止

委託会社は、購入申込者の購入申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態などの諸事情により、金融商品市場または外国為替市場が閉鎖され、一時的に購入または解約等ができない場合等、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により「みのりのDC」の購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入申込の受付を取消することができます。

④日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

⑤振替受益権について

「みのりのDC」の受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記（11）「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

「みのりのDC」の収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記（11）「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）では、「みのりのDC」の受益権の発生・消滅・移転をコンピュータシステムによって管理します。「みのりのDC」の設定・解約・償還等はコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

⑥その他

ご不明な点は、販売会社または下記の照会先にお問合せください。

照会先 (委託会社)	株式会社ポートフォリア マーケティング部 03-5414-5163 ＜受付時間＞ 営業日の午前8時30分～午後5時30分 ホームページアドレス https://portfolia.jp/
---------------	---

【有価証券報告書】

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

みのりのDCは、受益者（以下「お客様」といいます。）の資産形成のために、日本円でみた資産の着実な成長を図ることを目的とし、「みのりの投信マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を通じて、日本および海外の株式のなかから選んだ「剛・柔・善」企業への規律ある集中投資によって、“階段型”の基準価額上昇を目指します。

②ファンドの基本的性格

「みのりのDC」は、「追加型投信／内外／株式」に属します。

〔商品分類〕			〔属性区分〕				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合	株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
			債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	日本		あり (適時 ヘッジ)
			不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式))	年4回	北米	ファミ リー ファンド	
			資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年6回 (隔月)	欧州		
				年12回 (毎月)	アジア		
				日 々	オセアニア		
				その他	中南海	ファンド ・オブ・ ファンズ	な し
					アフリカ		
					中近東 (中東)		
					エマージング		

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

（注）「みのりのDC」が該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

〔商品分類の定義〕

1) 単位型投信・追加型投信の区分

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

2) 投資対象地域による区分

「内外」とは、目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象資産による区分

「株式」とは、目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

〔属性区分の定義〕

1) 投資対象資産による属性区分

「その他資産（投資信託証券（株式））」とは、目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式に投資する投資信託を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 決算頻度による属性区分

「年1回」とは、目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象地域による属性区分

「グローバル（日本を含む）」とは、目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

4) 投資形態による属性区分

「ファミリーファンド」とは、目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象とするものをいいます。

5) 為替ヘッジによる属性区分

「あり（適時ヘッジ）」とは、目論見書または信託約款において、一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義は、「みのりのDC」に該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

③信託金の限度額

「みのりのDC」の信託金の限度額は1兆円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

- 1) 国内外の取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定株式を含みます。以下同じ。）を主要な投資対象とします。
- 2) 歴史観と世界観にもとづく「大局観」と、「人」を軸にした企業・市場分析とを融合することにより、質をともなった長期成長企業を世界から選び抜き、全体最適化したポートフォリオによって、中長期的に絶対収益が得られるように運用します。

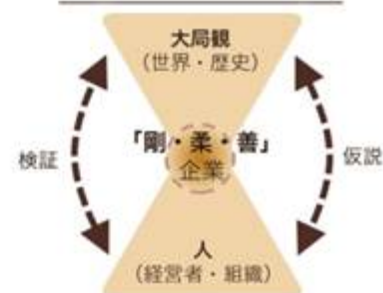
「みのりのDC」の特色

種を蒔く — 大胆な選択

世界の環境変化をもとに、 「剛・柔・善」企業＝種を世界中から選びます

歴史観と世界観にもとづく“大局観”により、世界の将来の環境変化を予測します。そのうえで、“人”を軸に、善いだけではなく、変化に対する柔軟さと剛さをも兼ね備えた長期成長企業を世界中から大胆に選りすぐり、規律をもって集中投資をします。

「剛・柔・善」企業を選ぶ

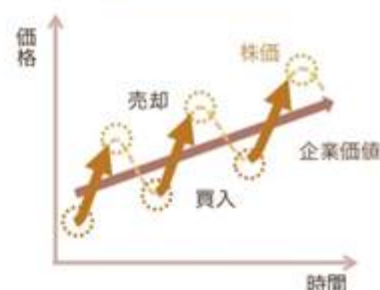


育てる — 丹精を込めた運用

時代とともに変化する世界に、 柔軟に適応し続けます

着実な実りを得るために、株式の組入比率や為替ヘッジの有無、売買タイミングから時代の変化に沿った運用スタイルにいたるまで、世界の気候変化に柔軟に対応して、丹精を込めて育て続けます。

変化に柔軟に適応

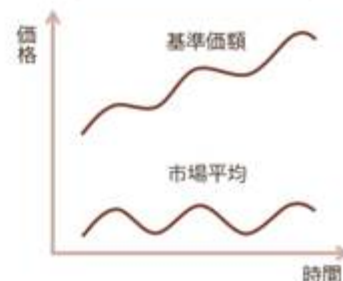


収穫する — 全天候で豊潤な成果

気候変化にかかわらず、 階段型に上昇する基準価額を目指します

世界の気候＝市場は、大きな変化を繰り返します。「みのりのDC」は、良いときに向けては安く買って実りを増やし、悪くなる時にはいったん売って現金に避難して実りを守り、また次の機会に備えます。どんな気候のもとでも、お客様の資産という大地を持続的に肥沃にするための目利きとなつて、階段型に上昇し続ける基準価額を目指します。

階段型上昇のイメージ



■ みのりのサイクル — 種を蒔き、育て、収穫し、また種を蒔く



永続的に進化し続ける運用のプロセスと文化

時代の変化とともに、常に謙虚な姿勢で検証し進化し続ける、継続性と安定性をそなえた運用プロセス・文化を醸成していきます。

(2) 【ファンドの沿革】

2016年9月30日 「みのりのDC」の信託契約締結、設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

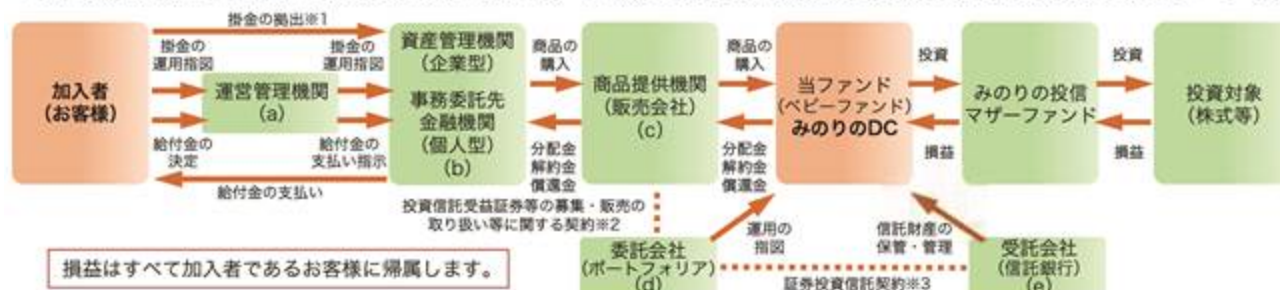
①ファンドの仕組み

「みのりのDC」はファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、お客様の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにおいて行う仕組みです。

「みのりのDC」の仕組み

下の図は、確定拠出年金制度における加入者（お客様）と「みのりのDC」およびその他の関係機関等をまとめたイメージです。



※1 企業型は、事業主のみが拠出する場合と、従業員と一緒に拠出する場合があります。個人型は、加入者自身が拠出することが原則ですが、将来的に勤務先の事業主と一緒に拠出することもできるようになる予定です。※2 投資信託の販売に関する規定です。※3 投資信託の運用に関する規定です。
 (a) 運用管理機関：運用商品の選定や加入者の運用指図のとりまとめ、給付の裁定等を行います。(b) 資産管理機関、事務委託先金融機関：加入者の掛金の管理や商品の購入、給付金の支払いを行います。(c) 商品提供機関：加入者に対して投資信託や預金、債券などの運用商品を提供します。(d) 委託会社：投資信託の運用の指図を行います。(e) 受託会社：投資信託の信託財産の保管・管理を行います。

※2 「投資信託受益権等の募集・販売の取り扱い等に関する契約」とは、投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。「みのりのDC」の販売会社として、受益権募集の取り扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行うなどの内容が含まれています。

※3 「証券投資信託契約」とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取り決めなどの内容が含まれています。

②関係法人の概要

1) 委託会社：株式会社ポートフォリア

信託約款、有価証券届出書および有価証券報告書の作成、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等の業務を行います。

2) 受託会社：三井住友信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理・信託財産の計算、設定された受益権の振替機関への通知、外国証券を保管管理する外国の保管銀行への指示連絡等の業務を行います。

受託会社は「みのりのDC」の資産管理業務を再信託受託会社である株式会社 日本カストディ銀行に委託します。

3) 販売会社：受益権の募集、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い、目論見書および運用報告書のお客様への交付等の業務を行います。

③委託会社の概況

1) 名称

株式会社ポートフォリア

2) 本店の所在の場所

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目8番14号

3) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金 163百万円

4) 会社の沿革

2010年11月25日 株式会社ポートフォリア設立

2013年2月5日 金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第2679号

5）大株主の状況（本書提出日現在）

株主名	住所	所有株式数	比率
立田 博司	東京都世田谷区	2,200株	100%

※ 議決権を有する普通株式を対象に記載しています。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①基本方針

「みのりのDC」は、お客様の資産形成のために、日本円でみた資産の着実な成長を図ることを目的とし、「マザーファンド」を通じて、日本および海外の株式のなかから選んだ「剛・柔・善」企業への規律ある集中投資によって、“階段型”の基準価額上昇を目指します。

②投資態度

- 1）主として「マザーファンド」の受益証券に投資します。
- 2）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。また原則として為替ヘッジを行いませんが、市況動向によっては一時的に為替ヘッジを行うことがあります。
- 3）運用対象とする有価証券の価格変動リスク等を回避するため、株価指数先物取引等を利用することがあります。
- 4）デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定します。
- 5）ただし、資金動向・市況動向等の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

国内外の取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。）に投資する「マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

①「みのりのDC」において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（信託約款第15条）

- 1）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引に係る権利（金商法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。）
 - (c) 金銭債権
 - (d) 約束手形
- 2）次に掲げる特定資産以外の資産
 - (a) 為替手形

②投資対象とする有価証券の指図範囲等（信託約款第16条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、運用の指図に関する項目について同じ）は、信託金を次に掲げる有価証券（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資することを指図します。

- 1）株券または新株引受権証券
- 2）国債証券
- 3）地方債証券
- 4）特別の法律により法人の発行する債券
- 5）社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金商法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金商法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金商法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金商法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金商法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金商法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金商法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金商法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金商法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金商法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 抵当証券（金商法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金商法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で第21号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（「投資法人債券」および「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲（信託約款第16条第2項）

委託会社は、信託金を②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金商法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

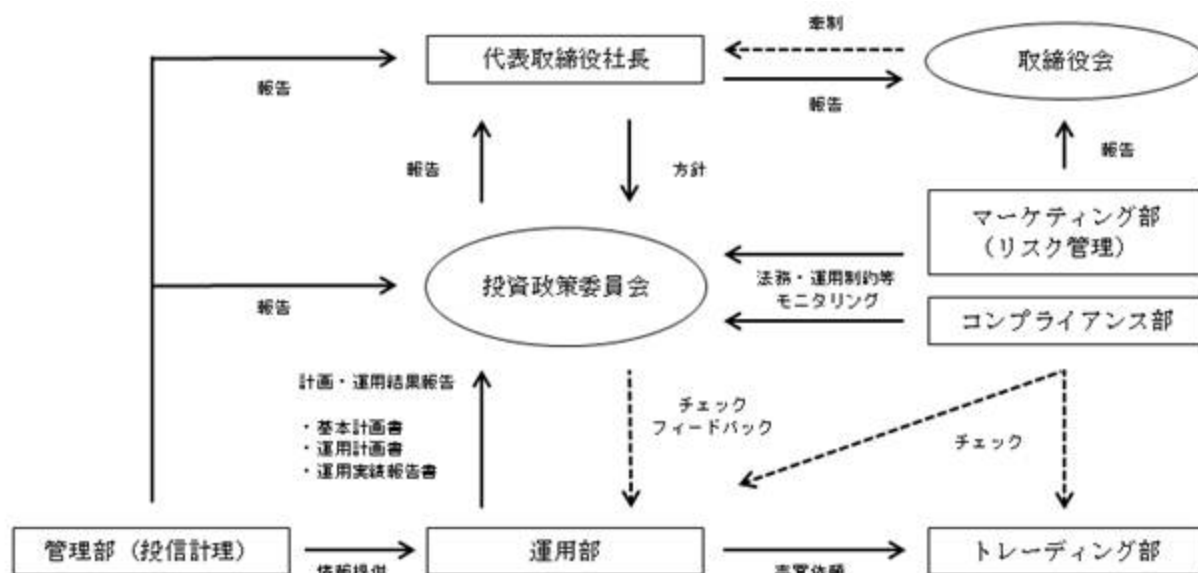
④その他の留意事項

前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認める場合は、委託会社は、信託金を前記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

「みのりのDC」の運用体制は、次のとおりです。

「みのりのDC」の運用執行は、運用部が策定し投資政策委員会において審議・決定された「運用計画書」にしたがい、運用部が行います。また、法令、信託約款および社内規程等の遵守状況については、取締役、コンプライアンス部およびマーケティング部が、投資政策委員会においてチェックを行っています。



＜代表取締役社長＞

- ・ 投資政策委員会の委員長として、「基本計画書」、「運用計画書」、分配政策等を決定します。

＜投資政策委員会＞

- ・ 代表取締役社長、取締役（社外取締役を除く）、運用部長、コンプライアンス部長、管理部長、トレーディング部長、マーケティング部マネージャーおよび主要運用担当者等がメンバーとなり、原則として、毎月1回会議を開催します。
- ・ 「基本計画書」、投資環境の分析、市場動向の見通し等をふまえて原則として毎月作成する「運用計画書」等を審議・決定するほか、運用実績や運用リスクの調査分析を行います。
- ・ コンプライアンスの観点から計画書の検証も行われます。

＜運用部＞

- ・ 「基本計画書案」、「運用計画書案」を投資政策委員会に提出し、決定された「基本計画書」、「運用計画書」にしたがって運用の指図を行います。
- ・ 運用の実績について「運用実績報告書」を作成し、投資政策委員会へ提出します。
- ・ 運用の指図に必要なマクロ・ミクロの調査・分析を行います。
- ・ 運用の状況および運用リスクの調査・分析等をチェックします。

＜取締役会＞

- ・ 投資政策委員会の決定に疑義が生じた場合に、コンプライアンス部およびマーケティング部からの報告を受け、取締役会において再度審議を行います。

＜コンプライアンス部＞

- ・ コンプライアンス面から、当社の運用業務のチェックを行います。

- ・ 投資政策委員会に出席し、審議内容についてチェックし、必要に応じて運用にかかわる業務改善を指示・命令します。コンプライアンスに関わる決定事項に疑義が生じた場合には、取締役会に報告を行います。

<トレーディング部>

- ・ 運用部からファンドに係る有価証券等の売買等の依頼を受け、取引を実行します。
- ・ 法令諸規則に則り、コンプライアンスに配慮して、発注業務等を行うことが社内規程で義務付けられています。

<マーケティング部>

（リスク管理）

- ・ 投資制限やリスク等運用状況の管理を行い、必要に応じて運用部およびトレーディング部に情報共有を行います。
- ・ 投資政策委員会に出席し、審議内容についてチェックし、リスク管理に関わる決定事項に疑義が生じた場合には、取締役会に報告を行います。

<管理部>

（投信計理）

- ・ 日々の純資産価額および基準価額の算出を行い、その内容を運用部および投資政策委員会に報告します。
- ・ 運用指図を行った有価証券等の約定、決済状況の確認を行います。

このほか、信託財産の適正な運用の確保およびお客様との利益相反の防止等を目的として、各種社内諸規程を設けています。

<委託会社による、受託会社に対する管理体制>

受託会社に対しては日々の純資産総額の照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関わる報告書を定期的に受け取っています。

「みのりのDC」の運用体制等は、本書提出日現在のものであり今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

①収益分配方針

年１回の決算時（毎年３月31日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針にもとづき、分配を行います。

- １）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ２）分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
- ３）収益の分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針にもとづき運用を行います。

（注）将来の分配金について保証するものではなく、分配を行わない場合もあります。

②収益の分配方式

- １）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その

残額をお客様に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、お客様に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

③収益分配金の支払

- 1) 「みのりのDC」の決算日

毎年3月31日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

- 2) 分配金の支払

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客様（当該収益分配金に係る計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権に係るお客様を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日以前に設定された受益権で購入申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）にお支払します。

収益分配金は、原則として決算日の基準価額で「みのりのDC」に再投資されます（手数料はかかりません）。再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

<分配金に関する留意事項>

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における「みのりのDC」の収益率を示すものではありません。
- ・お客様の「みのりのDC」の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。「みのりのDC」購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかつた場合も同様です。

（５）【投資制限】

- 1 「みのりのDC」の信託約款に定める投資制限は以下のとおりです。

- 1) 株式の実質組入比率は、原則として信託財産の純資産総額の50%を超えるものとします。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 信用リスク集中回避のための投資制限（信託約款第16条第5項）
投資対象先および投資対象となる特定資産の売買を仲介する業者（証券会社・銀行等）が破綻ないしは債務不履行に陥った場合（信用リスク）に備え、一般社団法人投資信託協会の規則（以下「協会規則」といいます。）に定める一の者（有価証券の発行者およびデリバティブ取引等エクスポージャーの取引の相手方）に対する実質株式等エクスポージャー（株式・投資信託の保有）、実質債券等エクスポージャー（債券・金融債権の保有）および実質デリバティブ取引等エクスポージャー（信託約款第21条、第22条および第23条に定める各デリバティブ取引・信託約款第24条、第25条、第26条および第28条に定めるその他の取引により生じる債権）の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。
- 5) デリバティブ取引等にかかる投資制限（信託約款第16条第6項）

委託者は、信託約款第21条、第22条および第23条に定める各デリバティブ取引等はヘッジ目的に限定して行うものとし、協会規則にしたがい各デリバティブ取引等の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係る各デリバティブ取引等の想定元本のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「デリバティブ取引等の想定元本の合計額」といいます。）が投資信託財産の純資産総額を超えないように管理を行います。

6）有価証券先物取引等（信託約款第21条）

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金商法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金商法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金商法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

②委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

③委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことを指図することができます。

7）スワップ取引（信託約款第22条）

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8）金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款第23条）

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことを指図することができます。

②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみな

- した額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産（以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥第5項においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑨本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約にもとづく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑩本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為

替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

9) 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第24条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②第1項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

10) 有価証券の空売りの指図（信託約款第25条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券（信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

11) 有価証券の借入れの指図（信託約款第26条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

12) 外国為替予約取引の指図および範囲（信託約款第28条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に係る外貨建資産のうち信託財

産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- ③前項においてマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

2 法令に基づく投資制限

1) 同一の法人の発行する株式への投資制限(投信法第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(a)の数が(b)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- (a) 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
(b) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

2) デリバティブ取引の取引制限（金商法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

3) 信用リスク集中回避のための投資制限（金商法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

4) 流動性リスクによる解約中止回避のための投資制限（金商法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の3、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第271条第1項第10号）

委託会社は運用財産に関し、保有する有価証券その他の資産の流動性に係る管理についてお客様の解約の申入れに応ずることができなくなることを防止するための合理的な措置を講ずることなく運用を行わないものとします。

（参考）「みのりの投信マザーファンド」の投資方針

(1) 運用の基本方針

①基本方針

「みのりの投信マザーファンド」は、お客様の資産形成のために、日本円でみた資産の着実な成長を図ることを目的とし、日本および海外の株式のなかから選んだ「剛・柔・善」企業への規律ある集中投資によって、“階段型”の基準価額上昇を目指します。

②投資態度

- 1) 歴史観と世界観にもとづく「大局観」と、「人」を軸にした企業・市場分析とを融合することにより、質をともなった長期成長企業を世界から選び抜き、全体最適化したポートフォリオによって、中長期的に絶対収益が得られるように運用します。
- 2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。また原則として為替ヘッジを行いませんが、市況動向によっては一時的に為替ヘッジを行うことがあります。
- 3) 運用対象とする有価証券の価格変動リスク等を回避するため、株価指数先物取引等を利用することがあります。
- 4) デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定して行うものとします。
- 5) ただし、資金動向・市況動向等の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2)投資対象

国内外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。）を主要投資対象とします。

（投資対象は「みのりのDC」と同一ですので、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 （2）投資対象」をご覧ください。）

(3)主な投資制限

- 1) 株式の組入比率は、原則として信託財産の純資産総額の50%を超えるものとします。
- 2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 3) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 有価証券先物取引等は、信託約款第18条の範囲で行います。
- 5) スワップ取引は、信託約款第19条の範囲で行います。
- 6) 金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款第20条の範囲で行います。
- 7) 協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。
- 8) 委託者は、信託約款第18条、第19条および第20条に定める各デリバティブ取引等はヘッジ目的に限定して行うものとし、協会規則にしたがい各デリバティブ取引等の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えないように管理を行います。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

①「みのりのDC」の投資リスク

「みのりのDC」は値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、お客様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落によりこれを割り込むことがあります。「みのりのDC」は預貯金と異なります。信託財産に生じた利益および損失は、すべてお客様に帰属します。

お客様には、「みのりのDC」の内容・リスクを十分にご理解のうえ、購入の判断をしていただくようお願いいたします。なお、下記のリスクはすべてのリスクを網羅しているわけではありませんので、ご注意ください。

「みのりのDC」が有する主なリスクは、次のとおりです。

1) 株価変動リスク

「みのりのDC」は、国内外の株式を組み入れるため、株価変動の影響を大きく受けます。一般に株式の価格は、個々の企業の活動や業績、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動するため、株式の価格が下落した場合には基準価額は下落し、投資元本を割り込むことがあります。

2) ヘッジ取引に伴うリスク

「みのりのDC」では組み入れをしている株式について、株価の変動が基準価額へ大きな影響を及ぼすと判断した場合、その影響を低減させるために、株価指数先物取引等を売建てヘッジ取引を行う場合があります。

ただ、ヘッジ取引により株式市場全体の変動の影響を完全に排除できるものではありません。また株式市場全体が上昇した場合に、必ずしも基準価額が上昇するとは限りません。一方で、以下の場合には基準価額が下落することも考えられます。

- ・組み入れた株式の株価上昇寄与が株価指数先物の価格上昇寄与より小さい場合
- ・組み入れた株式の株価下落寄与が株価指数先物の価格下落寄与より大きい場合
- ・組み入れた株式の株価が下落し、株価指数先物の価格が上昇する場合

3) 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない、あるいは取引規制等の理由により、十分な流動性の下で期待される価格や数量で取引が行えない、または取引が不可能となる場合が考えられます。

これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす、あるいは換金申込金額の制限や換金の申込中止、換金代金の支払遅延等が発生する可能性があります。

（詳しくは「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。）

4) 信用リスク

有価証券等の発行者や有価証券の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想される場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となることを信用リスクといいます。投資した企業等にこのような重大な危機が生じた場合には、大きな損失が生じるリスクがあります。

5) 為替変動リスク

外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落した場合（円高の場合）には、円ベースの資産価格は下落し、「みのりのDC」の基準価額が下落する要因となります。

6) カントリー・リスク

一般に、有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。その結果、「みのりのDC」の投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。

7) 金利変動リスク

金利の変動により「みのりのDC」の基準価額が変動するリスクをいいます。

- ・金利水準の大きな変動が株式市場に影響を及ぼすことがあります。
- ・金融政策が短期金融市場に影響を及ぼし、その結果「みのりのDC」が保有する現金等に手数料等が発生することがあります。

8) ファミリーファンド方式に起因するリスク

マザーファンドへ投資する他のベビーファンドがある場合、当該ベビーファンドの設定・解約等によりマザーファンドに資金の流出入が生じることがあります。その結果として、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買等が生じた場合には、「みのりのDC」の基準価額に影響を及ぼすことがあります。

9) 繰上償還リスク

「みのりのDC」は、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、お客様のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。

10) 為替取引の相手先に関するリスク

「みのりのDC」では、外貨建資産について適宜対円での為替ヘッジを行うことがあります。この場合、これらの取引には相手先の決済不履行リスクが伴います。

②その他の留意点

「みのりのDC」を購入する際にお客様は以下の点にもご留意ください。

- 1) 市場の急変時等には、前記の投資方針にしたがった運用ができない場合があります。
- 2) コンピュータ関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。
- 3) 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

(2) 投資リスク（流動性リスクを含む）に対する管理体制

「みのりのDC」では、以下のように投資リスク（流動性リスクを含む）管理を行っています。

<内容および方法>

①運用パフォーマンスの評価・分析

- 1) 運用部は、投資政策委員会に「運用実績報告書」を提出します。
- 2) マーケティング部は、管理している運用取引データにもとづき、投資政策委員会に運用状況を報告します。
- 3) 投資政策委員会は、運用部・マーケティング部からの報告を受けて、運用状況の把握、運用成果の分析・管理を行います。

②投資リスクの管理

- 1) 投資政策委員会は、マーケティング部からの信託財産の投資リスク等の報告にもとづいて、運用部におけるリスク管理態勢を確認し、必要に応じて適切に対応します。
- 2) 投資政策委員会は、上記の様々な投資リスクの調査・分析を行い、運用部門その他関連部署へフィードバックすることにより、適切な管理を行います。
 - ・投資環境の分析や市場動向の見通し等をふまえて、「株価変動リスク」や「為替変動リスク」「カントリー・リスク」「金利変動リスク」等の市場に関するリスクを総合的に判断します。
 - ・また主として取引先に関わる「信用リスク」や「為替取引の相手先に対するリスク」については、格付け情報等の外形的基準による定期的な確認とともに、取引先の財務内容や経営状況等を含めた総合的な判断を行います。
 - ・特に「流動性リスク」に関しては、社内規程を定めたうえ、市場や規制動向、お客様の解約動向等を的確に把握し、信託財産の流動性リスクをモニタリングするとともに、緊急時対応策の策定・検証を行うことにより、基準価額や換金性に影響が及ばないように確認を行います。
- 3) マーケティング部は、信託財産の投資リスクの状況および投資リスク管理等の状況を投資政策委員会へ報告するとともに、重要な問題を発見した場合には、取締役会、投資政策委員会、代表取締役社長、運用部およびコンプライアンス部へ適宜かつ的確に報告を行います。
- 4) コンプライアンス部は、信託約款に定める投資範囲および投資制限の管理について、マーケティング部からのデータにもとづいて管理を行い、抵触する可能性が高まった場合には運用部に報告を求めます。
- 5) コンプライアンス部は、投資リスク管理等の適切性および有効性を検証するために自主点検を活用した内部監査を実施し、重要事項については取締役会に報告します。

<体制および役割>

①取締役会

- 1) 運用組織・運用プロセス全体が機能しているかどうかについてモニタリングを実行し、結果に応じ、各部署への調査・改善指導等を行います。
- 2) 流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督するために流動性リスク管理責任者を任命します。

②投資政策委員会

- 1) 代表取締役社長、取締役（社外取締役を除く）、運用部長、コンプライアンス部長、管理部長、トレーディング部長、マーケティング部マネージャーおよび主要運用担当者等がメンバーとなり、原則として、毎月1回会議を開催します。
- 2) 「基本計画書」、投資環境の分析、市場動向の見通し等をふまえて原則として毎月作成する「運用計画書」等を審議・決定するほか、運用実績や運用リスクの調査分析を行います。
- 3) マーケティング部の運用状況報告および運用部の「運用実績報告書」を受けて、運用の状況および投資リスクの調査・分析等を行います。
- 4) コンプライアンスやリスク管理の観点からも、計画書の検証が行われます。
- 5) 流動性リスク管理責任者から流動性リスクに関する管理状況について、定期的に報告を受け、管理態勢の適切性・効果性を確認します。

③運用部

- 1) 「基本計画書案」、「運用計画書案」を投資政策委員会に提出し、決定された「基本計画書」、「運用計画書」にしたがって運用の指図を行います。
- 2) 運用の実績について「運用実績報告書」を作成し、投資政策委員会へ提出します。
- 3) 運用の指図に必要なマクロ・ミクロの調査・分析を行います。
- 4) 運用の状況および投資リスクの調査・分析等をチェックします。

④マーケティング部

- 1) 投資制限やリスク等運用状況の管理を行い、投資制限への抵触に関する事項については、マーケティング部は、コンプライアンス部および運用部に報告します。
- 2) 投資リスク等の管理状況を適宜、投資政策委員会および取締役会に報告するとともに、投資政策委員会の審議内容においてリスク管理に関わる決定事項に疑義が生じた場合には、取締役会に報告を行います。

⑤管理部

- 1) 日々の純資産価額および基準価額の算出を行い、その内容を運用部および投資政策委員会に報告します。
- 2) 運用指図を行った有価証券等の約定、決済状況の確認を行います。

⑥コンプライアンス部

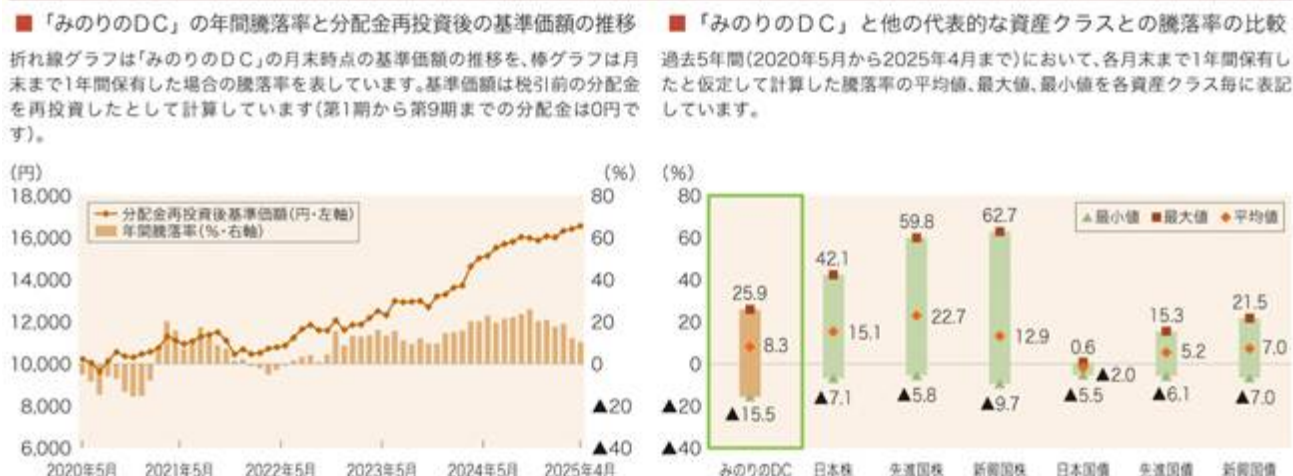
- 1) コンプライアンス面から、運用業務のチェックを行います。
- 2) 投資政策委員会に出席し、審議内容についてチェックし、必要に応じて運用にかかわる業務改善を指示・命令します。コンプライアンスに関わる決定事項に疑義が生じた場合には、取締役会に報告を行います。
- 3) 投資制限への抵触に関する事項について、抵触の可能性が高まったと判断した場合には、運用部に対して意見を求め、または是正を要求します。是正の要求を行った場合には、是正の効果をモニタリング・監視し、結果を投資政策委員会に報告します。
- 4) 社内管理体制の適切性、有効性、法令や社内規定の遵守状況を検証・評価するために、内部監査計画にもとづき内部監査を実施し、内部監査結果は代表取締役社長を通じて取締役会へ報告します。具体的には社内各部の業務執行における法令や社内規程の遵守状況は自主点検を活用して定期的に内部監査を行います。また、必要に応じて社内管理体制の適切性、有効性を評価・検証しその効果を高めることを目的とした深度ある内部監査も行い、高次元の提言により各部の改善を促します。

※投資リスク（流動性リスクを含む）に関する管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（３）参考情報

「みのりのDC」と代表的な資産クラスの動き

（2020年5月～2025年4月）



代表的な資産クラスとの騰落率との比較に用いた指数について

- ※ 1 すべての資産クラスが「みのりのDC」の投資対象とは限りません。
- ※ 2 分配金が支払われている場合は、税引前の分配金が再投資されたものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額にもとづいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、「みのりのDC」は設定来各期ともに分配金は0円です。
- ※ 3 「みのりのDC」および代表的なアセットクラスの騰落率は「みのりのDC」の決算日に対応した数値とは異なります。
- ※ 4 騰落率は、指数算出会社が提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等や、その騰落率の利用に起因する損害および一切の問題についていかなる責任も負いません。各資産クラスの指数は以下の通りで、その著作権、商標権、知的財産権等一切の権利は各算出会社に帰属します。

代表的な資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込）

株式会社JPX総研が算出、公表している、日本の株式市場を対象とした指数で、配当を考慮したものです。

先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス（配当込・円ベース）

MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込・円ベース）

MSCI Inc.が開発した、世界の新興国株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

日本国債・・・NOMURA-BPI 国債

野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。

新興国債・・・JPモルガン・ガバナメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・
ダイバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）

JP Morgan Securities LLC.が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指数です。

※株式指数は配当込となっています。

※海外指数は為替ヘッジなしの円ベース表示となっています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社が個別に定める手数料率とします。

本書提出日現在、申込手数料を徴収している販売会社ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

①換金手数料

ありません。

②信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

①運用管理費用（信託報酬）の総額

運用管理費用（信託報酬）の総額は、「みのりのDC」の純資産総額に対し以下の料率を乗じて得た金額とし、毎日費用計上されます。運用管理費用は、委託会社、販売会社および受託会社において以下のように配分されます。（料率は年率、カッコ内は税抜です。）

なお、「みのりのDC」の純資産総額が増加するにしたがいお客様が負担する費用が減少することを目的として、運用管理費用の料率が逡減する仕組みとなっています。

支払先と 役務の内容 純資産総額	委託会社 運用の指図、基準 価額の計算、法定 書類の作成等	販売会社 運用報告書等各種 書類の提供等や口 座の管理、情報提 供等	受託会社 信託財産の管理、 委託会社からの運 用指図の実行	合計
300億円以下の部分	0.99% (0.90%)	0.66% (0.60%)	0.055% (0.05%)	1.705% (1.55%)
300億円超 500億円以下の部分	0.77% (0.70%)	0.66% (0.60%)	0.055% (0.05%)	1.485% (1.35%)
500億円超 1,000億円以下の部分	0.66% (0.60%)	0.66% (0.60%)	0.055% (0.05%)	1.375% (1.25%)
1,000億円超の部分	0.55% (0.50%)	0.66% (0.60%)	0.055% (0.05%)	1.265% (1.15%)

②運用管理費用（信託報酬）の支払い

1）運用管理費用は、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに費用計上されている金額が支払われます。

2）信託報酬にかかる消費税等相当額は信託報酬の支払いの際に信託財産の中から支払います。（税額は税法改正時には変更になります。）

3）販売会社に配分される運用管理費用（代行手数料）は、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

（４）【その他の手数料等】

①租税および立替金の利息

信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息はお客様の負担とし、信託財産から支払います。

②信託事務の処理等に要する諸費用等

信託事務の処理等に要する諸費用※、当該諸費用に係る消費税等相当額はお客様の負担とし、信託財産から支払うことができます。

まず、委託会社がこれらの諸費用の支払いを「みのりのDC」に代わって支払います。これらの諸費用の金額は委託会社が合理的に見積もり、毎日費用計上します。委託会社はこれらの諸費用の合計額を毎計算期末または信託終了のときに信託財産より受領します。

なお、これらの諸費用の合計額は信託財産の純資産総額の年率0.11%（税抜0.1%）相当を上限とします。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、随時これらの諸費用の年率を見直すことができます。

※諸費用には、監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。

③有価証券の売買委託手数料等

「みのりのDC」の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額、金銭信託等に課される手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等は、そのつど信託財産から支払われます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

④借入金の利息

「みのりのDC」において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

なお、上記の手数料等の合計額については、お客様が「みのりのDC」を保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金に係る掛金、積立金および給付については、所得税法、法人税法、相続税法ならびに道府県民税（都民税を含む。）および市町村民税（特別区民税を含む。）の課税について必要な措置を講ずる（確定拠出年金法第86条）とされており、運用段階では非課税となります。

したがって、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金制度に関する「みのりのDC」の期中分配金、一部解約による解約差益、償還時の差益のいずれも非課税となります。

（注）上記の内容は本書提出日現在のものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

<参考情報>

【（参考情報）ファンド総経費率】

対象期間：2024年4月2日～2025年3月31日

●「総経費率」とは、当期中の運用・管理にかかった費用の総額（募集手数料、売買委託手数料、および有価証券取引税を除く）を、期中の平均受益者口数に期中の平均基準価額（1口あたり）を乗じた数で除して算出した比率（年率換算）です。

●「総経費率」の計算に含まれない費用については、下記の「追加で頂いている費用」で追加開示しています。

●「みのりのDC」の手数料は、世界株式を厳選し市場変動にも適応するため高めに設定しています（運用結果は費用控除後）が、純資産総額増加にしたがい運用管理費用が逓減する仕組みを採用しています。今後も、お客様の費用負担を軽減できるように努力を重ねてまいります。

総経費率の内訳



総経費率の明細

項 目	比率 (%)	項目概要
(a) 運用管理費用（信託報酬）	1.700	
委託会社（投信会社）	0.987	運用の指図、基準価額の計算、法定書類の作成等
販売会社	0.658	運用報告書等各種書類の提供等や口座の管理、情報提供等
受託会社	0.055	信託財産の管理、委託会社からの運用の指図の実行
(b) その他の費用・手数料	0.015	
保管費用	0.002	外国における資産の保管等に要する費用
監査費用	0.013	監査に関する費用
印刷費用	0.000	法定手続き（書類作成・印刷、交付等）に関する費用
総経費率の合計	1.715	

追加で頂いている費用明細

項 目	比率 (%)	項目概要
売買委託手数料	0.051	
株式	0.051	組入る有価証券を売買するための費用
有価証券取引税	—	
株式	—	外国株式を売買するときに課されることがある税金

（注）各比率は1万口あたりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

（注）上段の総経費率の合計には募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。

（注）各比率は年率換算した比率です。

（注）上記の前提条件で算出したため、あくまでも参考数値であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

5【運用状況】

みのりのDC（2025年4月末日現在）

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	4,290,086,729	100.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△5,826,712	△0.14
合計(純資産総額)		4,284,260,017	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

<参考>みのりの投信マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	18,897,444,300	77.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	5,627,745,165	22.95
合計(純資産総額)		24,525,189,465	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
日本	親投資信託 受益証券	みのりの投信マ ザーファンド	1,673,070,248	2.5352	4,241,577,441	2.5642	4,290,086,729	100.14

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

<参考>みのりの投信マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	株式	IDOM	卸売業	1,238,500	1,174.95	1,455,181,033	1,102.00	1,364,827,000	5.57
2	日本	株式	シェアリングテクノロジー	情報・通信業	1,165,600	1,034.50	1,205,813,200	1,138.00	1,326,452,800	5.41
3	日本	株式	ニデック	電気機器	513,400	2,412.96	1,238,813,664	2,533.00	1,300,442,200	5.30
4	日本	株式	ソラスト	サービス業	2,831,800	456.20	1,291,867,160	441.00	1,248,823,800	5.09
5	日本	株式	ノジマ	小売業	482,500	2,522.79	1,217,246,175	2,573.00	1,241,472,500	5.06
6	日本	株式	スルガ銀行	銀行業	970,700	1,318.02	1,279,402,014	1,258.00	1,221,140,600	4.98
7	日本	株式	ツムラ	医薬品	283,600	4,315.00	1,223,734,000	4,288.00	1,216,076,800	4.96
8	日本	株式	フジシールインターナショナル	その他製品	449,100	2,590.84	1,163,546,244	2,550.00	1,145,205,000	4.67
9	日本	株式	キュービーネットホールディングス	サービス業	962,600	1,033.72	995,064,431	1,114.00	1,072,336,400	4.37
10	日本	株式	ダイト	医薬品	504,000	2,178.37	1,097,898,781	2,081.00	1,048,824,000	4.28
11	日本	株式	ニホンフラッシュ	その他製品	1,229,600	801.74	985,830,585	818.00	1,005,812,800	4.10
12	日本	株式	サックスパー ホールディングス	小売業	1,074,600	849.10	912,446,575	836.00	898,365,600	3.66
13	日本	株式	ジャストシステム	情報・通信業	225,600	3,346.37	754,942,240	3,410.00	769,296,000	3.14
14	日本	株式	PEGASUS	機械	1,312,300	522.32	685,440,835	474.00	622,030,200	2.54
15	日本	株式	エレコム	電気機器	277,000	1,636.33	453,264,580	1,678.00	464,806,000	1.90
16	日本	株式	メニコン	精密機器	270,600	1,194.60	323,259,535	1,410.00	381,546,000	1.56
17	日本	株式	大真空	電気機器	667,600	522.18	348,608,855	521.00	347,819,600	1.42
18	日本	株式	ラクト・ジャパン	卸売業	95,500	2,928.99	279,718,545	3,525.00	336,637,500	1.37
19	日本	株式	津田駒工業	機械	655,500	386.81	253,556,463	387.00	253,678,500	1.03

20	日本	株式	アニコム ホールディングス	保険業	391,500	494.62	193,644,282	595.00	232,942,500	0.95
21	日本	株式	福井コンピュータホールディングス	情報・通信業	65,900	3,329.94	219,443,380	3,510.00	231,309,000	0.94
22	日本	株式	シップヘルスケアホールディングス	卸売業	99,600	1,966.33	195,846,604	2,069.00	206,072,400	0.84
23	日本	株式	大研医器	精密機器	416,300	480.09	199,862,958	475.00	197,742,500	0.81
24	日本	株式	サイゼリヤ	小売業	42,000	4,030.15	169,266,451	4,590.00	192,780,000	0.79
25	日本	株式	SBSホールディングス	陸運業	65,100	2,712.84	176,606,490	2,860.00	186,186,000	0.76
26	日本	株式	アダストリア	小売業	51,200	2,848.00	145,817,600	2,911.00	149,043,200	0.61
27	日本	株式	Genky DrugStores	小売業	25,300	2,653.38	67,130,689	3,685.00	93,230,500	0.38
28	日本	株式	西島製作所	機械	43,300	1,722.30	74,575,717	1,969.00	85,257,700	0.35
29	日本	株式	パルグループホールディングス	小売業	4,700	3,045.00	14,311,500	3,975.00	18,682,500	0.08
30	日本	株式	アネスト岩田	機械	12,200	1,142.00	13,932,400	1,112.00	13,566,400	0.06

種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.14
合計	100.14

＜参考＞みのりの投信マザーファンド

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
株式	国内	医薬品	9.23
		機械	4.02
		電気機器	8.62
		精密機器	2.36
		その他製品	8.77
		陸運業	0.76
		情報・通信業	9.49
		卸売業	7.78
		小売業	10.60
		銀行業	4.98
		保険業	0.95
		サービス業	9.49
合計			77.05

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（円）		1口あたり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第2計算期間末（2018年4月2日）	674,503,264	674,503,264	1.3726	1.3726
第3計算期間末（2019年4月1日）	1,044,189,860	1,044,189,860	1.1183	1.1183
第4計算期間末（2020年3月31日）	1,306,651,915	1,306,651,915	0.9409	0.9409

第5計算期間末（2021年3月31日）	1,954,917,772	1,954,917,772	1.1305	1.1305
第6計算期間末（2022年3月31日）	2,137,112,190	2,137,112,190	1.0717	1.0717
第7計算期間末（2023年3月31日）	2,734,447,477	2,734,447,477	1.2174	1.2174
第8計算期間末（2024年4月1日）	3,503,516,430	3,503,516,430	1.4545	1.4545
第9計算期間末（2025年3月31日）	4,197,897,146	4,197,897,146	1.6414	1.6414
2024年4月末日	3,624,530,169	—	1.5017	—
5月末日	3,652,054,476	—	1.5134	—
6月末日	3,785,573,460	—	1.5518	—
7月末日	3,844,295,331	—	1.5697	—
8月末日	3,903,745,146	—	1.5804	—
9月末日	3,999,844,916	—	1.6035	—
10月末日	4,010,227,570	—	1.5986	—
11月末日	3,995,435,491	—	1.5865	—
12月末日	4,054,805,199	—	1.6067	—
2025年1月末日	4,036,116,827	—	1.6013	—
2月末日	4,124,815,908	—	1.6321	—
3月末日	4,197,897,146	—	1.6414	—
4月末日	4,284,260,017	—	1.6559	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第2計算期間	2017年4月1日～2018年4月2日	0.0000
第3計算期間	2018年4月3日～2019年4月1日	0.0000
第4計算期間	2019年4月2日～2020年3月31日	0.0000
第5計算期間	2020年4月1日～2021年3月31日	0.0000
第6計算期間	2021年4月1日～2022年3月31日	0.0000
第7計算期間	2022年4月1日～2023年3月31日	0.0000
第8計算期間	2023年4月1日～2024年4月1日	0.0000
第9計算期間	2024年4月2日～2025年3月31日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第2計算期間	2017年4月1日～2018年4月2日	17.2
第3計算期間	2018年4月3日～2019年4月1日	△18.5
第4計算期間	2019年4月2日～2020年3月31日	△15.9
第5計算期間	2020年4月1日～2021年3月31日	20.2
第6計算期間	2021年4月1日～2022年3月31日	△5.2
第7計算期間	2022年4月1日～2023年3月31日	13.6
第8計算期間	2023年4月1日～2024年4月1日	19.5
第9計算期間	2024年4月2日～2025年3月31日	12.8

（注）収益率とは、各計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額を控除した額を前計算期間末の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た率です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 （口）	解約口数 （口）	発行済み口数 （口）
---	------	-------------	-------------	---------------

第2計算期間	2017年4月1日～2018年4月2日	574,128,435	177,273,035	491,398,094
第3計算期間	2018年4月3日～2019年4月1日	627,304,739	184,976,284	933,726,549
第4計算期間	2019年4月2日～2020年3月31日	660,508,627	205,481,648	1,388,753,528
第5計算期間	2020年4月1日～2021年3月31日	669,043,551	328,614,256	1,729,182,823
第6計算期間	2021年4月1日～2022年3月31日	519,112,169	254,119,378	1,994,175,614
第7計算期間	2022年4月1日～2023年3月31日	537,588,125	285,624,548	2,246,139,191
第8計算期間	2023年4月1日～2024年4月1日	624,765,599	462,082,462	2,408,822,328
第9計算期間	2024年4月2日～2025年3月31日	456,186,477	307,451,991	2,557,556,814

(注1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

<参考情報>

「みのりのDC」の運用実績

設定日：2016年9月30日 作成基準日：2025年4月30日

■ 基準価額・純資産総額の推移

長期的に西洋（米国）から東洋（中国）へ緩やかに覇権が移行するなか、米トランプ政権のパラダイム・シフトを契機に、戦後の米国中心の世界経済の価値観が大きく変わる歴史的な転換点にあります。また40年ぶりの本格的な物価・金利上昇期への移行に伴う金融正常化とともに、過剰消費・債務・流動性の巻き戻しが進むとともに、企業では淘汰・寡占化や技術革新による生産性改革が進むでしょう。「みのりのDC」の基準価額は長期的に着実に上昇しており、今後も新たな世界情勢を踏まえて、厳選した割安な長期成長企業に規律をもって集中投資する運用方針を堅持します。

「みのりのDC」の基準価額と純資産総額の推移
(2016年9月30日～2025年4月30日)



■ 分配の推移

得られた収益を分配せず再投資することにより、お客様にさらに大きな収益をもたらしたいと考え、2025年3月31日決算においても分配金は0円としました。

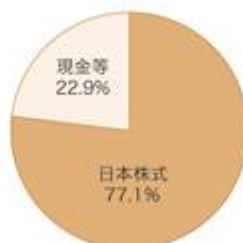
分配金（1万口あたり／税引前）

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
設定以来累計 0円								

■ 主要な資産の状況

世界的な価値観の変化や地政学リスクの高まり、国家債務の膨張や物価上昇等から、世界の株式市場は不安定さを増しています。こうした中でも、筋肉質で高付加価値に変革し始めた日本企業の収益性は、環境変化に適應したさらなる構造改革で長期的に高まると想定しています。また米国以外の国々への資金還流や通貨高により、ようやく変わり始めた日本企業の魅力はさらに増すでしょう。したがって、割高な海外株式の保有を見送り、世界でも割安な日本の株式のみを保有しています。

資産の内訳



組入上位10銘柄

銘柄	組入比率
1 I・DOM	5.6%
2 シェアリングテクノロジー	5.4%
3 ニデック	5.3%
4 ソラスト	5.1%
5 ノジマ	5.1%
6 スルガ銀行	5.0%
7 ツムラ	5.0%
8 フジシールインターナショナル	4.7%
9 キュービーネットホールディングス	4.4%
10 ダイト	4.3%

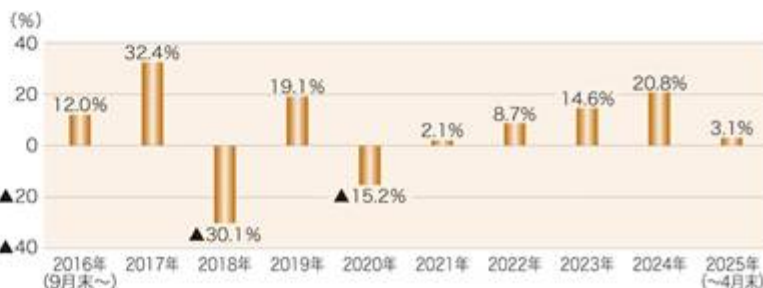
組入銘柄数：34

※上記の図表はみのりの投信マザーファンドの内容を表しています。

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）

長期的な日本株式市場の変化とそんななかでも業績成長と比べて絶対的に割安な株式の魅力の高まりもあり、基準価額は継続的に上昇しています。特に、変動率を市場よりも低く抑えつつ、変動率以上に上昇しているのが大きな特徴です。

※絶対収益を目指すので、ベンチマークはありません。
※設定日（2016年9月30日）以前の運用実績はありません。
※数値はいずれも小数点第2位を四捨五入しています。
※運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。



「みのりのDC」の月々の運用状況は、株式会社ポートフォリアのホームページにおいて開示されています (<https://portfolia.jp/minorinoDC/>)。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）購入の申込期間

2025年7月1日から2026年6月30日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（2）申込取扱場所

販売会社にて申込みを取扱います。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問合せください。

販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

照会先 (委託会社)	株式会社ポートフォリア マーケティング部 03-5414-5163 <受付時間> 営業日の午前8時30分～午後5時30分 ホームページアドレス https://portfolia.jp/
---------------	---

（3）購入単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合わせください。

（4）購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口あたり1円）とします。

「みのりのDC」の基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問合せください。また、「みのりのDC」の基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

照会先 (委託会社)	株式会社ポートフォリア マーケティング部 03-5414-5163 <受付時間> 営業日の午前8時30分～午後5時30分 ホームページアドレス https://portfolia.jp/
---------------	---

（5）購入代金

お客様は、販売会社が定める日までに購入代金を当該販売会社に支払うものとします。

（6）申込手数料

販売会社が個別に定める手数料率とします。

本書提出日現在、申込手数料を徴収している販売会社ありません。

（7）購入申込受付日

原則として、営業日に購入申込を受付けます。ただし、営業日であっても海外休業日は申込の受付を行わない日があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

（8）クーリング・オフ非適用

「みのりのDC」の購入において、「書面による契約の解除」（クーリング・オフ）の適用はありません。

（9）購入申込受付の中止および取消

金融商品取引所等における取引停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で「みのりのDC」の受益権の購入申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた購入申込の受付を取り消す場合があります。

当該受付中止以前に行った当日の購入申込の受付が中止された場合、お客様が申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に申込を受付けたものとします。

2【換金（解約）手続等】

（１）換金の申込

お客様は、販売会社を通じて、受益権の換金の申込をすることができます。

（２）換金方法

解約（一部解約の実行の請求）制度により、換金できます。詳しくは販売会社にお問合わせください。

（３）換金申込受付日

販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日および海外休業日を除きます。）に換金の申込をすることができます。ただし、販売会社によって換金取扱日が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

（４）換金の制限

「みのりのＤＣ」の残高、市場の流動性の状況等によっては、その資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により換金（一部解約）の金額に制限を設ける場合や換金の申込（一部解約の実行の請求）の受付時間に制限を設ける場合があります。

（５）換金単位

販売会社が個別に定める単位とします。

（６）換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「みのりのＤＣ」の基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問合わせください。また、「みのりのＤＣ」の基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

照会先 (委託会社)	株式会社ポートフォリア　マーケティング部　03-5414-5163 <受付時間>　営業日の午前８時30分～午後５時30分 ホームページアドレス https://portfolia.jp/
---------------	---

（７）信託財産留保額

ありません。

（８）換金代金

換金代金は、換金申込受付日から起算して５営業日目から、販売会社において支払います。

（９）換金申込受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で換金の申込（一部解約の実行の請求）の受付を中止すること、およびすでに受付けた換金の申込（一部解約の実行の請求）の受付を取り消す場合があります。その際、お客様は下記のとおり換金の申込みを撤回することができます。

<換金の申込みを撤回する場合>

換金の申込（一部解約の実行の請求）の受付が中止された場合に、お客様は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込（一部解約の実行の請求）を撤回できます。

＜換金の申込みを撤回しない場合＞

換金の申込み（一部解約の実行の請求）の受付が中止された際にお客様がその換金の申込（一部解約の実行の請求）を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込（一部解約の実行の請求）を受付けたものとします。換金の申込（一部解約の実行の請求）をされるお客様は、その口座が開設されている振替機関等に対してそのお客様の申込に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(10) お問い合わせ先

「みのりのDC」の換金手続等についてご不明な点がある場合には、販売会社までお問合せください。販売会社につきましては、下記の照会先にお問合せください。

照会先 (委託会社)	株式会社ポートフォリア マーケティング部 03-5414-5163 ＜受付時間＞ 営業日の午前8時30分～午後5時30分 ホームページアドレス https://portfolia.jp/
---------------	---

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①基準価額の計算方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額は、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および協会規則にしたがって時価評価します。「みのりのDC」の主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

対象	評価方法
親投資信託受益証券 (みのりの投信マザーファンド)	原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

(注) 親投資信託（マザーファンド）に属する資産の評価方法は以下のとおりです。

国内株式：原則として、基準価額計算日における取引所の最終相場で評価します。

海外株式：原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

③基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、原則として、委託会社で毎営業日に計算しています。

「みのりのDC」の基準価額については、販売会社または下記の照会先にお問合せください。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に1万口あたりの価額で掲載されます。

照会先 (委託会社)	株式会社ポートフォリア マーケティング部 03-5414-5163 ＜受付時間＞ 営業日の午前8時30分～午後5時30分 ホームページアドレス https://portfolia.jp/
---------------	---

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

「みのりのDC」の信託期間は、証券投資信託契約締結日（2016年9月30日）から無期限ですが、下記「（５）その他 ①信託の終了」の規定に該当する場合には、それぞれの規定にもとづく信託終了の日までとします。

（４）【計算期間】

原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

①信託の終了

- 1) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
 - (a) 信託契約の一部解約により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
 - (b) この信託契約を解約することがお客様のため有利であると認めるとき、もしくはその他やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、上記に従い信託を終了させる場合には、次の手順により行います。

- (i) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該書面決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れているお客様に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - (ii) 前記 i の書面決議において、お客様（受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。））は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れているお客様が議決権を行行使しないときは、当該知れているお客様は、書面決議について賛成したものとみなします。
 - (iii) 前記 i の書面決議は、議決権を行行使することができるお客様の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - (iv) 前記 i からiiiまでの規定は、次に掲げる場合には、適用しません。
 - (a) 信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 i からiiiまでの規定による信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合
 - (b) 委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべてのお客様が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合
- 2) 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社は、その命令に従い、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - 3) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「②信託約款の変更」の2)の書面決議によりその存続が否定された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において、存続します。

- 4) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

- 1) 委託会社は、お客様の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は、「②信託約款の変更」に定める方法以外の方法によって変更することができないものとしします。
- 2) 委託会社は、前項の事項について、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益におよぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託約款の変更の理由などの事項を定め、当該書面決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れているお客様に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3) 前項の書面決議において、お客様（受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。））は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れているお客様が議決権を行使しないときは、当該知れているお客様は、書面決議について賛成したものとみなします。
- 4) 上記2)の書面決議は、議決権を行使することができるお客様の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。なお、知れているお客様が議決権を行使しないときは、当該知れているお客様は、書面決議について賛成したものとみなします。
- 5) 上記3)および4)の規定は、委託会社が重大な信託約款の変更について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全てのお客様が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、適用しません。

③反対者の買取請求権の不適用

「みのりのDC」は基準価額が毎日算出され、当該価額にてお客様が換金（解約）を行うことができる委託者指図型投資信託に該当するため、書面決議における反対者の受託者に対する買取請求権がなくても受益者に不利益を与えないため、反対者の買取請求権は適用されません（投信法第18条）。

④運用報告書

委託会社は毎計算期間の末日および償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- 1) 交付運用報告書は、販売会社を通じてお客様に電磁的方法により提供等を行います。
- 2) 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、お客様からの交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://portfolia.jp/>

⑤信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

⑥受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- 1) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社またはお客様は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記「②信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

2) 委託会社が新受託会社を選任することができないときは、委託会社は、信託契約を解約し、「みのりのDC」を償還させます。

⑦公告

委託会社がお客様に対してする公告は、電子公告の方法により行い次のアドレスに掲載します。

<https://portfolia.jp/>

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑧委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約の業務を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により、事業の全部または一部を承継させることがあります。これに伴い、この信託契約の事業を承継させることがあります。

⑨関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1ヶ月（または3ヶ月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

⑩信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者（以下「お客様」といいます。）の有する主な権利は次のとおりです。

①収益分配金および償還金に対する請求権

お客様は、「みのりのDC」の収益分配金・償還金を自分が保有している受益権の口数に応じて受け取る権利を有します。

収益分配金・償還金は、原則として決算日・信託終了日から起算して5営業日までの間に支払います。

ただし、お客様が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失います。

②換金（解約請求権）

お客様は、自分が保有している「みのりのDC」の受益権について販売会社を通じて、委託会社に換金（解約）の請求をすることができます。

換金は、お客様が換金（解約）申込を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目からお客様にお支払いします。

③帳簿書類の閲覧権

お客様は、委託会社に対し、そのお客様に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

④繰上償還および重大な約款変更に関する書面決議権

お客様は、「みのりのDC」が繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、お持ちの受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （１）「みのりの投信（確定拠出年金専用）」の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２）「みのりの投信（確定拠出年金専用）」は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（2024年4月2日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 2024年4月1日現在	第9期 2025年3月31日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	3,531,072,327	4,232,596,177
未収入金	2,702,888	5,018,689
流動資産合計	3,533,775,215	4,237,614,866
資産合計	3,533,775,215	4,237,614,866
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,702,888	5,018,689
未払受託者報酬	876,314	1,102,782
未払委託者報酬	26,289,278	33,083,385
その他未払費用	390,305	512,864
流動負債合計	30,258,785	39,717,720
負債合計	30,258,785	39,717,720
純資産の部		
元本等		
元本	2,408,822,328	2,557,556,814
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,094,694,102	1,640,340,332
（分配準備積立金）	683,172,046	1,031,366,894
元本等合計	3,503,516,430	4,197,897,146
純資産合計	3,503,516,430	4,197,897,146
負債純資産合計	3,533,775,215	4,237,614,866

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 8 期 自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 4 月 1 日	第 9 期 自 2024年 4 月 2 日 至 2025年 3 月31日
営業収益		
有価証券売買等損益	618,635,190	524,686,191
営業収益合計	618,635,190	524,686,191
営業費用		
支払利息	70	—
受託者報酬	1,706,326	2,127,072
委託者報酬	51,189,578	63,811,936
その他費用	390,305	512,864
営業費用合計	53,286,279	66,451,872
営業利益又は営業損失（△）	565,348,911	458,234,319
経常利益又は経常損失（△）	565,348,911	458,234,319
当期純利益又は当期純損失（△）	565,348,911	458,234,319
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	35,571,537	30,213,134
期首剰余金又は期首欠損金（△）	488,308,286	1,094,694,102
剰余金増加額又は欠損金減少額	180,409,634	259,539,552
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	180,409,634	259,539,552
剰余金減少額又は欠損金増加額	103,801,192	141,914,507
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	103,801,192	141,914,507
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,094,694,102	1,640,340,332

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年3月31日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2024年4月2日から2025年3月31日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

	第8期 2024年4月1日現在	第9期 2025年3月31日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数	2,408,822,328口	2,557,556,814口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.4545円 (1万口当たり純資産額14,545円)	1口当たり純資産額 1.6414円 (1万口当たり純資産額16,414円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 2023年4月1日 至 2024年4月1日	第9期 自 2024年4月2日 至 2025年3月31日
分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(62,705,503円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(467,071,871円)、信託約款に規定する収益調整金(411,522,056円)及び分配準備積立金(153,394,672円)より分配対象収益は、1,094,694,102円(1万口あたり4,544.49円)であり、基準価額水準と市場動向等を勘案して、当期の収益分配金は見送らせて頂きました。	分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(68,814,785円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(359,206,400円)、信託約款に規定する収益調整金(608,973,438円)及び分配準備積立金(603,345,709円)より分配対象収益は、1,640,340,332円(1万口あたり6,413.67円)であり、基準価額水準と市場動向等を勘案して、当期の収益分配金は見送らせて頂きました。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第8期 自 2023年4月1日 至 2024年4月1日	第9期 自 2024年4月2日 至 2025年3月31日
-----------------------------------	------------------------------------

(1) 金融商品に対する取組方針 「みのりの投信（確定拠出年金専用）」は、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 (2) 金融商品の内容及びリスク 「みのりの投信（確定拠出年金専用）」が保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動）、信用リスク、流動性リスクであります。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、運用執行部門である運用部において自ら運用リスク管理を行うとともに、運用執行部門とは独立したマーケティング部が「運用リスク管理等規程」に従い、各種リスクを監視しております。また、その状況を取締役会より運用リスク管理に関する機能を委任される投資政策委員会に定期的に報告しております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容及びリスク 同左 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左
--	--

II 金融商品の時価等に関する事項

第8期 2024年4月1日現在	第9期 2025年3月31日現在
(1) 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 (2) 金融商品の時価の算定方法 ○有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 ○コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 (3) 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(1) 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 同左 (2) 金融商品の時価の算定方法 同左 (3) 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第8期 自 2023年4月1日 至 2024年4月1日	第9期 自 2024年4月2日 至 2025年3月31日
-----------------------------------	------------------------------------

該当事項はありません。	同左
-------------	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第8期 2024年4月1日現在	第9期 2025年3月31日現在
	当計算期間の損益に含まれた 評価差額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
親投資信託受益証券	588,758,741円	500,313,676円
合計	588,758,741円	500,313,676円

（デリバティブ取引に関する注記）

第8期 2024年4月1日現在	第9期 2025年3月31日現在
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

	第8期 自 2023年4月1日 至 2024年4月1日	第9期 自 2024年4月2日 至 2025年3月31日
信託財産に係る期首元本額、 期中追加設定元本額及び期中 一部解約元本額		
期首元本額	2,246,139,191円	2,408,822,328円
期中追加設定元本額	624,765,599円	456,186,477円
期中一部解約元本額	462,082,462円	307,451,991円

（４）【附属明細表】

① 有価証券明細表

- 株式（2025年3月31日現在）
該当事項はありません。

- 株式以外の有価証券（2025年3月31日現在）

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	みのりの投信 マザーファンド	1,667,492,486円	4,232,596,177円	

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考

「みのりの投信（確定拠出年金専用）」は「みのりの投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、当ファンドの計算期間末日（以下「期末日」）における同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「みのりの投信マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

（１） 貸借対照表

（単位：円）

	2024年4月1日現在	2025年3月31日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	149,459	579,069
コール・ローン	6,784,000,000	7,955,000,000
株式	18,174,257,100	16,809,363,900
未収入金	29,812,183	—
未収配当金	200,530,900	201,122,875
未収利息	929	76,280
流動資産合計	25,188,750,571	24,966,142,124
資産合計	25,188,750,571	24,966,142,124
負債の部		
流動負債		
未払金	29,514,695	314,022,204
未払解約金	65,915,680	25,236,147
流動負債合計	95,430,375	339,258,351
負債合計	95,430,375	339,258,351
純資産の部		
元本等		
元本	11,339,505,882	9,702,126,667
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	13,753,814,314	14,924,757,106
元本等合計	25,093,320,196	24,626,883,773
純資産合計	25,093,320,196	24,626,883,773
負債純資産合計	25,188,750,571	24,966,142,124

（２） 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法	（１）株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2 収益及び費用の計上基準	（１）受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 （２）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

	2024年4月1日現在	2025年3月31日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数	11,339,505,882口	9,702,126,667口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 2.2129円 (1万口当たり純資産額 22,129円)	1口当たり純資産額 2.5383円 (1万口当たり純資産額 25,383円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

自 2023年4月1日 至 2024年4月1日	自 2024年4月2日 至 2025年3月31日
（1）金融商品に対する取組方針 「みのりの投信マザーファンド」は、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 （2）金融商品の内容及びリスク 「みのりの投信マザーファンド」が保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動）、信用リスク、流動性リスクであります。 （3）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、運用執行部門である運用部において自ら運用リスク管理を行うとともに、運用執行部門とは独立したマーケティング部が「運用リスク管理等規程」に従い、各種リスクを監視しております。また、その状況を取締役会より運用リスク管理に関する機能を委任される投資政策委員会に定期的に報告しております。	（1）金融商品に対する取組方針 同左 （2）金融商品の内容及びリスク 同左 （3）金融商品に係るリスク管理体制 同左

II 金融商品の時価等に関する事項

2024年4月1日現在	2025年3月31日現在
（1）金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	（1）金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 同左

(2) 金融商品の時価の算定方法 ○有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 ○デリバティブ取引 該当事項はありません。 ○コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 (3) 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(2) 金融商品の時価の算定方法 同左 (3) 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
--	--

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年4月1日 至 2024年4月1日	自 2024年4月2日 至 2025年3月31日
該当事項はありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年4月1日現在	2025年3月31日現在
	当計算期間の損益に含まれた 評価差額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
株式	2,238,312,373円	1,357,910,618円
合計	2,238,312,373円	1,357,910,618円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

	自 2023年4月1日 至 2024年4月1日	自 2024年4月2日 至 2025年3月31日
--	----------------------------	-----------------------------

信託財産に係る期首元本額、 期中追加設定元本額及び期中 一部解約元本額		
期首元本額	14,598,146,926円	11,339,505,882円
期中追加設定元本額	977,032,534円	721,031,896円
期中一部解約元本額	4,235,673,578円	2,358,411,111円
期末元本額	11,339,505,882円	9,702,126,667円
期末元本の内訳*		
みのりの投信	9,743,829,472円	8,034,634,181円
みのりの投信（確定拠出年 金専用）	1,595,676,410円	1,667,492,486円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（３）附属明細表

①有価証券明細表

○ 株式（2025年3月31日現在）

（単位：円）

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ツムラ	297,500	4,315.00	1,283,712,500	
ダイト	476,500	2,185.00	1,041,152,500	
津田駒工業	611,100	387.00	236,495,700	
P E G A S U S	1,271,900	525.00	667,747,500	
日精エー・エス・ビー機械	1,600	4,965.00	7,944,000	
西島製作所	700	2,043.00	1,430,100	
アネスト岩田	12,200	1,142.00	13,932,400	
ツバキ・ナカシマ	10,900	395.00	4,305,500	
ニデック	504,100	2,492.00	1,256,217,200	
エレコム	238,500	1,653.00	394,240,500	
大真空	209,900	564.00	118,383,600	
大研医器	181,600	490.00	88,984,000	
メニコン	75,900	1,246.00	94,571,400	
ニホンフラッシュ	1,221,600	802.00	979,723,200	
フジシールインターナショナル	442,000	2,614.00	1,155,388,000	
S B Sホールディングス	16,100	2,830.00	45,563,000	
シェアリングテクノロジー	1,174,300	1,045.00	1,227,143,500	
ジャストシステム	198,400	3,370.00	668,608,000	
福井コンピュータホールディングス	54,200	3,390.00	183,738,000	
ラクト・ジャパン	109,800	2,951.00	324,019,800	
シップヘルスケアホールディングス	33,400	2,004.00	66,933,600	
I D O M	1,110,200	1,194.00	1,325,578,800	
アダストリア	51,200	2,848.00	145,817,600	
パルグループホールディングス	4,700	3,045.00	14,311,500	
セリア	2,200	2,506.00	5,513,200	
ノジマ	478,800	2,530.00	1,211,364,000	
G e n k y D r u g S t o r e s	2,700	2,845.00	7,681,500	
パローホールディングス	5,900	2,390.00	14,101,000	
サックスパー ホールディングス	984,800	852.00	839,049,600	

スルガ銀行	903,600	1,344.00	1,214,438,400	
アニコム ホールディングス	24,600	532.00	13,087,200	
スタジオアリス	3,300	2,050.00	6,765,000	
ソラスト	2,707,200	458.00	1,239,897,600	
キュービーネットホールディングス	880,700	1,035.00	911,524,500	
合 計	14,302,100		16,809,363,900	

○ 株式以外の有価証券（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年4月末日現在

I 資産総額	4,291,599,058円
II 負債総額	7,339,041円
III 純資産総額（I－II）	4,284,260,017円
IV 発行済口数	2,587,324,980口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.6559円
（1万口当たり純資産額）	（16,559円）

（参考）

みのりの投信マザーファンド

2025年4月末日現在

I 資産総額	24,559,045,349円
II 負債総額	33,855,884円
III 純資産総額（I－II）	24,525,189,465円
IV 発行済口数	9,564,418,731口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.5642円
（1万口当たり純資産額）	（25,642円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

該当事項はありません。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡（信託約款第13条）

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③前記①に規定する振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件（信託約款第14条）

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（5）償還金（信託約款第43条）

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）に支払います。

（6）受益権の再分割（信託約款第7条）

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（7）質権口記載または記録の受益権の取扱い（信託約款第47条）

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

報告書代替書面における「委託会社等の概況」の記載のとおりです。

報告書代替書面については、(<https://portfolia.jp/>)でもご覧いただけます。

2【事業の内容及び営業の概況】

報告書代替書面における「事業の内容及び営業の概況」の記載のとおりです。

3【委託会社等の経理状況】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の「冒頭書面」の記載のとおりです。

(1)【貸借対照表】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の(1)「貸借対照表」の記載のとおりです。

(2)【損益計算書】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の(2)「損益計算書」の記載のとおりです。

(3)【株主資本等変動計算書】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の(3)「株主資本等変動計算書」の記載のとおりです。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金商法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④、⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③、④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円 (2024年3月末現在)	銀行法にもとづき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）にもとづき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円 (2024年3月末現在)	銀行法にもとづき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）にもとづき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社北國銀行	26,673百万円 (2024年5月31日現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323百万円 (2024年3月31日現在)	金商法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

以下の業務を行います。

- ①信託財産の保管・管理
- ②信託財産の計算
- ③信託財産に関する報告書の作成
- ④その他上記の業務に付帯する業務

(2) 販売会社

以下の業務を行います。

- ①募集の取扱い
- ②追加設定の申込事務
- ③信託契約の一部解約事務
- ④お客様に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- ⑤お客様に対する収益分配金の再投資
- ⑥お客様に対する投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の交付
- ⑦その他上記の業務に付帯する業務

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

第３【参考情報】

１ 当計算期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

当計算期間中において提出された、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

書類名	提出年月日
有価証券報告書（みなし有価証券届出書）	2024年６月28日
半期報告書（みなし訂正有価証券届出書）	2024年12月26日

２ その他

（１）目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

（２）交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等および信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。

（３）届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。

（４）請求目論見書の巻末に「みのりのDC」の信託約款の全文を記載することがあります。

（５）交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。

（６）目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

株式会社ポートフォリア
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

立 野 晴 朗

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社ポートフォリアの2024年4月1日から2025年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ポートフォリアの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- （注） 1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

株式会社ポートフォリア
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 立 野 晴 朗

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみのりの投信（確定拠出年金専用）の2024年4月2日から2025年3月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みのりの投信（確定拠出年金専用）の2025年3月31日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、株式会社ポートフォリア及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

株式会社ポートフォリア及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。